

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-127
(2) 件 名	北部地区中継施設 畳・布団類等再商品化業務
(3) 履行場所	真庭市蒜山初和地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	期間中予測搬出量 畳・布団類・木くず等：約 1 3 0 トン
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	廃棄物処理(廃棄物処理)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

仕 様 書

- 1 業務名 北部地区中継施設 畳・布団類等再商品化業務
- 2 主な引取対象物 畳、布団類、衣類、木くず（木製家具、角材等）等の一般廃棄物
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 引取場所 岡山県真庭市蒜山初和592番地1 北部地区中継施設
(旧真庭北部クリーンセンター)

5 引取方法・数量

受託者（以下「乙」という。）は引取対象物運搬用のコンテナ3m³程度×15台を真庭市（以下「甲」という。）に貸し出し、引取場所に設置する。甲が引取対象物をコンテナに積載し、積載コンテナが10台になり次第乙が引き取る。乙は引取と同時に次回運搬用のコンテナを貸し出し、設置する。

- ・ 期間中予測搬出量：約130トン
- ・ 3m³コンテナ×10台への引取対象物積載重量：約4t
- ・ 期間中予測引取回数：約33回

6 見積方法 引取対象物 10kg当たりの処理金額(消費税抜き、円単位)を見積もること。

- ※ 処理金額には運搬賃も含めること。
- ※ コンテナ貸し出し損料等もあれば含めること。

7 業者決定方法 見積金額の最も低い業者を落札者とする。

8 契約方法 10kgあたりの単価契約

9 業務内容他

- (1) 乙は引き取り対象物を自社の施設（一般廃棄物処理施設設置許可を受けた施設）に持ち帰り、乙自らが固形燃料化、チップ化等の再商品化を行うこと。
- (2) 乙は、甲より引取の要請を受けた後、速やかに引取を行うこと。（施設が引取日を指定した場合はできるだけ応えること。）
- (3) 引取はコンテナを用いて行うことを基本とするが、甲乙協議のうえ両者が了承した場合はこの限りではない。
- (4) コンテナを用いない引取を行う場合、引取対象物の車両への積み込みは、乙自身が行うこと。その際、積み込みに係る荷役車両等（甲が所有する。）の使用は可能であるが、その運転については有資格者が行うものとする。また、乙の責任による事故等が発生した場合、一切の損害賠償及び荷役車両等の原状復旧にかかる経費は乙の負担とする。
- (5) 引取対象物の計量は甲所有の計量機をもって行うことを基本とするが、引取車両過大等により、甲所有の計量機をもつての計量が困難な場合は、乙又は第三者が所有する計量機をもって計量することを可能とする。その場合に発生した費用は乙が負担する。
- (6) 乙は、自社での処理工程において発生した残渣物を、適切に処分すること。
- (7) 乙は、甲が処理施設の現地確認を希望した場合応じること。
- (8) 乙は、本業務を遂行するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (9) その他疑義等が生じた場合は、甲乙十分協議のうえ対処すること。